

労働保険の事務は当所にお任せください

～会員事業所の労働保険事務を受託しております～

「労働保険」に加入しなくてはならないの？

労働者を1人でも雇用する事業主は、必ず労働保険(雇用保険と労災保険)に加入しなければなりません。丸亀商工会議所では所内に「労働保険事務組合」を設置し、会員事業所の委託を受け、労働保険の事務処理を行っています。

「労働保険事務組合」ってどんな団体？

事業主の委託を受け、本来事業主が行うべき労働保険の事務を処理することについて、厚生労働大臣の許可を受けた中小企業事業主等の団体です。

委託できる事業主は？

常時使用する労働者が下記の人数の事業主になります。

- 金融・保険・不動産・小売業→50人以下
- 卸売・サービス業→100人以下
- その他の事業→300人以下



労働保険の「年度更新」ってなに？

労働保険の保険料は年度(4月～3月)で算定します。まず年度当初にその年の概算保険料を申告・納付し、翌年度の当初に確定した保険料を申告し、不足分や還付分を精算すると同時に、当年度の概算保険料を申告・納付します。これを「年度更新」といい、毎年6月1日から7月10日までの間にこの手続きを行ないます。

どんな事務を委託できるの？

労働保険事務組合が委託を受け処理ができる事務の範囲は概ね次のとおりです。

- ① 概算保険料・確定保険料などの申告及び納付に関する事務
- ② 保険関係成立届、任意加入の申請、雇用保険の事業所設置届の提出等に関する事務
- ③ 労災保険の特別加入の申請等に関する届出等の事務
- ④ 雇用保険の被保険者に関する届出等の事務(個人番号関係事務を含む。)
- ⑤ その他労働保険についての申請・届出・報告に関する事務

委託すると何かメリットがあるの？

労働保険事務組合に事務処理を委託すると次のようなメリットがあります。

- ① 労働保険料の申告・納付等の労働保険事務を事業主に代わって処理しますので、事務の手間が省け、事業に専念していただけます。
- ② 労働保険料の額にかかわらず、3回に分割納付することが可能となります(事務組合に委託していない場合は、一定額を超えないと分割納付できません)
- ③ 本来は労働保険に加入することができない事業主や家族従事者、役員も労災保険に特別に加入することができます。

※ただし、当所に事務委託されている事業主の皆様は当所がお知らせする期限までとなります。

労働保険事務委託に関するお問い合わせは

丸亀商工会議所(TEL22-2371)までお気軽にどうぞ

※お気軽にお問い合わせください

ご贈答/お中元/各種コンペ/内祝/お土産



本社
株式会社 讃匠
香川県綾歌郡宇津町浜三番丁37-4
☎0120-45-2860

丸亀売店
丸亀市城東町2-10-17
☎0877-22-6856

★福利厚生のお手伝い★

ふれんど中讃

新規会員募集中! 月額お1人700円の会費で特典いっぱい

お知り合いの事業所をご紹介ください。事務局よりご説明にまいります。ご紹介いただいた事業所が加入されましたら、御礼としてジェフグルメカードを差し上げます。

お申込み・お問い合わせは
〒763-0034 丸亀市大手町1-5-3
TEL:0877-24-7700 FAX:0877-24-7740



保険を「再定義」する
アクサの医療保険シリーズ

アクサの 治療保障の がん保険 + アクサの 一生保障の 医療保険

アクサの メディカルアシスタンスサービス + メディカルコンサルテーション
24時間電話健康相談サービス

アクサ生命保険株式会社 高松営業所
TEL:087-835-0168

いつも新鮮四季の味

御料理・折詰・弁当

惣 阿波惣

丸亀市幸町1-7-4(城乾小学校北側)
TEL(0877)22-6161(代)

☎0120-616139

「土地探し」から「施工」まで

総合建設業

第二建築株式会社

～創業以来70年の実績による確かな技術で
あなたの「夢」を「かたち」にします～

〒763-0044 香川県丸亀市福島町8番地5
TEL(0877)24-5858(代) FAX (0877)24-5899

まだ商工会議所の会員でない方を、ぜひご紹介ください。